

平成 28 年度

第 11 回総務文教常任委員会会議録
第 4 回総務文教分科会会議録

開会 平成 28 年 12 月 6 日

閉会 平成 28 年 12 月 7 日

宍 粟 市 議 会

平成28年度第11回総務文教常任委員会会議録

日 時 平成28年12月6日(火曜日)・7日(水曜日)

場 所 宍粟市役所501会議室

開 会 12月6日 午前9時40分

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 調査・協議・審査事項

(まちづくり推進部)

継続調査

- ・公共交通の利用促進に関する事項について
- その他報告事項
- ・第12回宍粟市ロードレース大会の結果について
- ・宍粟市消費者教育担い手養成講座について
- ・若者フォーラムin宍粟について
- ・消防団婚活イベントについて
- ・消防車両引渡し式について
- ・年末特別警戒について

(企画総務部)

審査事項

- ・第105号議案 宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- ・第106号議案 宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- ・第107号議案 宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- ・第108号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・第113号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について

継続調査

- ・宍粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略に関する事項について
その他報告事項
- ・企業版ふるさと納税について
- ・最終2カ年行財政構造改革推進方策（兵庫県企画部会案）について
- ・市長・市議選日程について

（教育委員会）

審査事項

- ・第110号議案 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について

継続調査

- ・学校規模適正化・幼保一元化推進計画進捗状況について
- ・学校給食センター異物混入状況及び対策について
- その他報告事項
- ・宍粟市社会教育振興計画について

4. その他

閉会中の継続調査事項について

宍粟市人口ビジョンと地域創生総合戦略に関する事項について（企画総務部）

公共交通の利用促進に関する事項について（まちづくり推進部）

幼保一元化推進計画の検討に関する事項について（教育委員会）

学校給食センターの適正な維持管理に関する事項について（教育委員会）

おでかけ市議会について

地域創生総合戦略アクションプランについて

次回開催予定日 平成28年12月16日（金）本会議終了後

5. 閉会

出席委員

委員長	高山政信	副委員長	西本諭
委員	稲田常実	委員	岸本義明
”	山下由美		
議長	秋田裕三		

欠席委員

委 員 伊 藤 一 郎

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長	中 村 司	企画総務部次長	名 畑 浩 一
企画総務部次長	世 良 智	秘書広報課長	森 本 和 人
総務課長	三 木 義 彦	財務課長	砂 町 隆 之
地域創生課長	山 本 信 介	財務課副課長(記録)	石 垣 貴 英

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長	坂 根 雅 彦	まちづくり推進部次長	平 瀬 忠 信
市民協働課長	樽 本 勝 弘	消防防災課長	田 路 仁
人権推進課副課長	大 田 敦 子	人権推進課副課長	柴 原 宏 二
市民協働課副課長	菅 野 達 哉	消防防災課副課長	鳥 居 長 則

(教育委員会)

教育部長	藤 原 卓 郎	教育部次長	前 田 正 人
教育総務課長	橋 本 徹	学校教育課長	山 本 哲 史
給食センター副所長	西 岡 修	社会教育文化財課長	田 路 正 幸
こども未来課長	中 尾 善 弘	教育総務課副課長	西 林 文 隆

事務局

次 長 上 長 正 典

(午前 9時40分 開会)

高山委員長 それでは引き続きまして、通常の委員会のほうに入らせていただきたいと思いますのですが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

高山委員長 それでは、委員会の開催をさせていただきたいと思います。

報告等、よろしくお願ひしたいと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

高山委員長 ほかに、よろしいですか。

ほかに意見等ございませんので、閉めさせていただきたいと思います。

それでは、まちづくり推進部の関係はこれで閉会とさせていただきたいと思ひます。大変御苦勞さんでございました。

(「どうもありがとうございました」の声あり)

高山委員長 この時計で10時30分まで休憩といたします。

午前10時15分休憩

午前10時52分再開

高山委員長 それでは、続いて総務文教常任委員会を再開をさせていただきたいと思ひます。

まず、105号、106号、107号、108号、113号の議案について、これより説明していただきたいと思います。それぞれ分割して説明していただいて、その後、質疑という形をとらせていただきたいと思います。

なお、106号、107号、108号については同じような議案でございますので、一括して説明をいただいたらなど、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速ではございますけれども、105号議案について、説明を求めます。

企画総務部長。

中村企画総務部長 それでは、第105号議案の宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、概要につきまして御説明させていただきます。

この部分につきましては、大きな改正点としましては、育児休業とか育児短時間

勤務等の対象職員として、職員が養育する子の範囲という部分が拡大されたというものが大きなところであります。

この中で、民法の規定によります特別養子縁組の成立に係る間を、現に行うものでは、あるいは児童福祉法におきまして、里親である職員に委託されている児童であって、当該職員が養子縁組によって養父母、養親を希望している者とかそういう部分を越える部分の範囲を拡大するものが1点。

あと1点につきましては、介護休暇制度の部分の改正でございます。これにつきましては、要介護の状態ごとに連続する6カ月の期間とされておりました、これまでの間。それを合計6カ月の期間の範囲内で3回以下で分割して取得できるようにということで、介護休暇が取得しやすくなるようにするものが1点と、それから日常的な介護が必要な方に対応するために、介護時間というのが新たに設けられまして、連続する算定の期間内において、1日について2時間を超えない範囲で取得できるということにしております。

なお、今回につきましては現在の介護休暇を取得している職員も対象とするということ、そういう主な改定内容については以上です。

高山委員長 説明が終わりました。これより審査に入ります。

稲田委員。

稲田委員 ざくっと言うたら介護者を抱えている人たちが休暇をとりやすくなったり超過勤務を減らすという、公務に支障のない程度という説明やったんやけども、実際そういう影響がある職員の方、超過勤務されている方ってたくさんいらっしゃるわけですから、課によっても違うと思うんですけども、実際、長時間勤務をされている課とそうでない課があるので、それは別にその部分を考慮されたというよりも、全体的な話やと思うんですけど、宍粟市の場合、そういう例ってたくさんあるんですか、これがないために超過勤務も強いられているという。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 この制度があるなしに関係なしでは、必要な場合には時間外をしていただいているところはあります。今回の制度としては、もし介護が必要な親族等がいる場合に、請求をしていただいたら時間外をさせないとかいうようにできるというような形の請求ができるということになるので、そういう対象者がいれば、職員側から請求していただいたら、それに対してはこちら、使用者側としては時間を制限させるというようなこともできるということなので、そういう対象者があれば、なるべく活用していただけるような、活用しやすい制度に今回、改正をさせていた

だくということになります。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 その超過勤務って、本人が選べる状態なのか、もう上からというか上司からの要請というか依頼でされとる、その辺の実情がわからんのですけども、実際、仕事を抱えて、わかりやすく言うたら、健康福祉部なんか結構遅うまでされてるじゃないですか。そういったところでも、例えばこういう介護者がいるとなったら、それが免除ということなので、その方がふえてくると、やっぱり多少なりとも支障が出てこないですか、仕事に。

だって忙しいから帰れないんでしょう。そこをこの超過勤務を免除することによって担当職員が減るわけじゃないですか、単純に考えると。10人で残業してたのが5人になるわけじゃないですか。その辺のことが現状あるとかないとか関係なしに、とりあえずこれを定めようという。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 時間外をずっとしているわけではないので、必要な方に対して上司のほうから仕事、ちょっと悪いけど超過勤務してくれという形で時間外については出す制度になっていますので、自分が仕事を持ってるから勝手にするとかいうものではなくて、当然もし1人の者が時間内にできないとなった場合には、上司がそこについては係の中の職員に対して仕事を分担させて、みんなでその分は協力するという中でできるのかなとも考えておりますので、これを入れたからといって、ある程度、若干は時間外がほかの方がふえる可能性はありますけれども、それをもってすごく1人の者に負担がかかるとかいうことはなくて、全員でカバーし合って対応していくということにはなると思います。

高山委員長 山下委員。

山下委員 同じような質問をさせていただくんですけど、実際に要介護者を介護されてて、介護休暇をとられている職員というのは、今、何人ぐらいあるのかというのと、それからこの条例改正によって実際にそれを利用される人ってどれぐらいおられるんですか。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 今、介護休暇を利用しているのは1名だけなんですけども、今後、介護時間が新設されるので、これについては使いたいというのが今1人の方は、ちょっとそういったところで親の介護になると思うんですけど、いるのは聞いております。

高山委員長 山下委員。

山下委員 1名って少ないなと感じるんです。というのが、私ぐらいの年代になったら、ほとんどもう80代、90代の母親を抱えて、かなり大変な中、勤務されている方がたくさん役所にもいらっしゃると思うんですけど、やはりそういった介護をとるのはとりやすい状況なんでしょうか、介護のための休暇、あるいは時間を早く切り上げたりするのは、とれるような現状があるんですか。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 今回、改正の目的としましては、そういった状況がふえてきている。山下委員が言われましたように、そういった家族関係がふえてきているというところで、介護休暇、介護時間ということで、介護制度自体を使いやすいようにすることで改正をしようとするものなので、今回、改正することによりまして、多分、介護時間なんかについては使いやすい制度になってくるかなと思いますので、こういったところは言われるとおり、ふえてくるのではないかなと思いますし、介護がしやすい環境整備ができてくるのかなということでは考えております。

高山委員長 ほかにないですか。

西本委員。

西本委員 介護等が今からどんどんふえてくるはずなんですけども、そういう休暇が出てくるはずなんですけど、やっぱり庁舎内でとりにくい雰囲気じゃなくて、とりやすい雰囲気を醸し出してもらいたいんです。なかなか遠慮したり、いろんな仕事の都合で遠慮といいますか、堂々とできるような、そういう雰囲気をぜひ。そういう雰囲気でないとなんか罪悪感を感じて、皆、一生懸命ですからね、仕事に対してはね。罪悪感を感じたりなるので、堂々ととれるような、そういう雰囲気づくりを、努力されてると思うんですけど、ぜひそういう使いやすいものにしていただきたいなと思います。

高山委員長 意見ですな。

西本委員 ええ、そうです。

高山委員長 これに対して何か答弁ありますか。

中村部長。

中村企画総務部長 これまで休暇制度で介護休暇は、やはり1事案につきまして6カ月連続した期間しか認められなかったところがございます。ですから、いつとるかというところで、多分今回はやめとこうとかいう、将来的なところがわかりませんので、ですから今回はそれを分割をできるようになった。

それから、介護時間というのが新たにできたということで、そこはやはり助け合いの部分もございますので、その辺は職員みんな心得ておるとお思いますので、とりやすくと考えております。

高山委員長 ほかにございませんか。

それでは、ないようでしたら、続けて106号、107号、108号の議案について、説明を求めます。

中村部長。

中村企画総務部長 106号議案、107号議案、108号議案を一括にして説明のほうをさせていただきます。

その部分につきましては、106号議案が議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、107号議案が宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正ということでございます。

この2議案につきましては、108号議案の一般職の給与に関する条例の一部改正におきまして、人事院勧告を踏まえて勤勉手当の支給率が変更になっております。これが平成28年分としまして、0.1月分、上乘せする改正になっております。これを議会の議員さんの期末手当と特別職の期末手当、同じように連動させまして、0.1月分アップ、上乘せをする改正が106号議案と107号議案でございます。

そして、108号議案の一般職の給与につきましては、先ほどの勤勉手当の改正、支給率の変更のほか、給料表の改定がございました。この部分につきましては、平均の改定率が0.2%ということで、今年改正の単価としまして400円から1,500円が範囲になってくると考えております。この部分につきましては若年層に手厚い改正となっているということでございます。これにつきましては、平成28年の4月1日に遡及して受給をすることになって、この2点につきましては、遡及して受給することになります。

それと、あと1点が扶養手当の見直しということが今回出ております。この部分につきましては、共働きの世帯の増加、あるいは配偶者を扶養に入れられない職員の割合が増加する中におきまして、子に要する経費の実情や少子化対策の部分の観点から進められているようなところから、配偶者手当は減額するというところで、その財源によって子に係る手当を増額するというような勧告がなされております。

改定の内容につきましては、子に対する金額を1万円、それからそれ以外の扶養者については6,500円ということになるということでございます。それが激変緩和措置としまして、平成29年度、平成30年度の2段階で改正するということになって

おります。

現在、配偶者手当は1万3,000円なんですけども、それを1万円に1回落としまして、子供は逆に6,500円なんですけども、それを8,000円に上げる。それから次は配偶者手当は最終的には6,500円、子供手当につきましては1万円ということで、子供の扶養手当が増額になるということでございます。

主な改正点としましては以上でございます。

高山委員長 説明が終わりました。106・107・108号議案について、これより質疑に入りたいと思います。

それでは、106号の質疑をお願いしたいと思います。

稲田委員。

稲田委員 毎回こういう給料というか報酬が上がる、下がるというときに、ちょっと忍びない思いもあったりして、それで提案者である市長とそれを決める我々議会なので、やっぱり自分の報酬を自分たちで認定しているという意識があるんですけど、そのために人事院勧告をもとにとか報酬審議会というものが、部署の中ですけど、そこで審議されとると思うんですけども、上げることがいいか悪いかはともかくとして、報酬審議会ですら今までに、報酬を上げようと議論を投げかけたときに、反対するような流れとかそういうのはあったんですか。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 報酬審議会の中では、平成27年度に報酬審議会を開催させてもらってるんですけども、その中では今回、市長を含めた特別職や議員さんを含めて、現在の増額で妥当であるという判断をいただいております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 その報酬審議会の中身が見えないので、どういう方がされとって、どういう内容でされとるのかわからんですけど、基本そういうのに反対するというような意見は言いにくいですわね、自分がもしその場にいた場合ね。

何を基準にという十分な資料も出されて、もちろん検討されとることなので、ただ、人の給料を上げたり下げたりという重要な役割を担っているものと人がおってるんですけども、そこで余り反対の意見が出んということは、基本的にはもう人事院勧告に基づいて上げるということをそれを容認するような形になるんですか。

答えにくいことを聞くようですけども、僕は第三者に振った、第三者に委ねているというのはそういうことかなと思うんですけどね。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 報酬審議会にかける部分につきましては、市長と議会議員の報酬と市長の給料を改定しようとするときに意見を聞くという格好になっております、今の条例上。その部分につきましては、やはり下げざるを得ない時期もありました、過去に。その部分で下げていくという答申が出てきたり、あるいは上げ幅をもっと縮小したらどうやというような、そういう答申もいただいております。

ですから、資料としまして、可能な限り各団体の比較、あるいは類似団体の比較、それから支給状況、年収の状況とか、それから活動状況、そういう部分もいろいろ求められまして、それによって判断をされておるということで、これまでやっぱり報酬審議会の意見を聞いて、一応それで答申をいただいて議案を提案するという格好にはなっております。ですから、いろいろな意見はいただいた経過がございます。高山委員長 続けて稲田委員。

稲田委員 市民感情としてどうかというところで、報酬審議会が見えない間は、やっぱり市長が提案して議会が認めてきたということしか伝わらないわけなんですね。報酬審議会がどういうものかって多分わからないでしょう、実際ね。

一般の人が報酬審議会で何を決めて、どういう議論が行われとるんかというのは全く見えへんから、やっぱりそこを議決している議会が、これどうなんだ、この御時世を考えてという意見もあったり、逆に下がるときもあるので、僕は上げたり下げたりすることは、もう絶対出てくると思うので、下げるときにほんなら賛成して、上がるときに反対というだけの考えではないんですけども、報酬審議会はやっぱり見せないものなんですか、外にはあんまり。出てますか、どういう判断をされているかとか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 改定をするというような答申とか、諮問をし、答申をいただいたときとか、そういう部分につきましては、多分公表してきたと考えています。

ただ、前回につきましては、今のままでどうでしょうかという御意見を伺ったみたいなところがございます、その辺で現状の維持のままですよということだったもので、そこまで出ているかどうかは、出ていないかなというところがございます。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 しつこいようやけど、もちろん記憶にないということは、多分余り出ないと。それを出さなきゃいけないものなのか、出さなくていいものかというのは、実際あると思います。出せないのか、出したらだめなのかということやったら別なんですけども、出せるものであったら、それで現状いうても、でも実際、現状と思

いますか、この金額70万6,000円上がるのと十何万円上がって、実際それだけ報酬が上がるわけじゃないですか。それを現状やと言われても納得する人ありますか。実際上がってるやないかと言われてたら、いや、下がってないんやから上がってるでしょう。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 今回の条例上、報酬額と給料額というようなことになっておりますので、その部分についての意見等はいただいています。それで期末につきましては、今までの関連もございまして他市町の状況もあって、大体、人勤処遇に倣って、その部分で上げてきたというような経過もございまして。その辺から、やはり報酬額、給与額が基礎額となつてまいりますので、その部分についてはそこまでのところで今はとどまっています。

そういうことで、逆に今度その部分も必要やということでありましたら、今度、報酬審議会等、今度は2年いか平成29年度になりますか、にもし開催するときには、そういう点もお伺いをして、それも含めて検討するべきだと。

といいますのも、期末手当というのは、各団体によって捉え方が違うところがございます。それには逆にいって、報酬審議会でその意見をいただいた部分がそのまま議決になるのか、そういう考え、いろいろ団体によって考え方も違ってくるところもございまして、その辺も含めて諮っていくほうがよいということでしたら、その分も諮っていくということ考えています。

高山委員長 稲田委員、よろしいですか。

稲田委員 ほかの方どうぞ。

高山委員長 山下委員。

山下委員 また同じような質問をさせていただきますけれども、106号議案と107号議案についてなんですけども、この提案された今回の市議会議員と特別職の期末手当の引き上げについても、報酬審議会に諮ってもらって妥当であるとの意見を入れているわけですか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 先ほどからちょっと申し上げておるんですけども、報酬と給与額についての意見をいただいた。今のままで上げないでよろしいでしょうかというようなことだったんです。

ですから、この期末の部分につきましては、年収の額とか他市町の期末手当の支給状況とか、そういう資料はお見せして、全体的に年額でいきますとこの程度にも

なりますというようなところも判断していただいて、現在のところで妥当でしょうということで答申をいただいたということでございます。

高山委員長 山下委員。

山下委員 それはいつの報酬審議会でのことですか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 昨年度、平成27年度の9月にちょっと最初に集まっていたきまして、それから御意見をいただきたいんやというようなことで、最終的には28年の3月に入ってから、そういう御意見をいただいております。

岸本委員 1点だけ確認します。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 報酬審議会というけども、報酬等審議会という「等」が入ってますので、その中に手当も今後は含めていく方向で調整するんですか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 現在のところ「報酬等」というのは報酬と給料ということでの「等」だと考えております。ですから、逆に手当も含めてということでありましたら、それについても別段、諮問するということになるんですけども、その点も含めて、今度、報酬審議会の委員さんの御意見もいただきながら検討したいと考えております。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 ということは、そういう手当も含めて審議してほしいという意見が出ておるので検討してくださいということでの投げかけをするということですね。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 そういうことになると思います。

山下委員 108号ですけど。

高山委員長 はい、108号、どうぞ。

山下委員 108号の件で、議場でも岡前議員が質問されたんですけども、扶養手当の見直しということで、子供さんが多かったり家族の構成によって支給額が増額になる人と減額になる人が出てくると。実態はということで聞かれたんですけども、そのときの回答が扶養手当の申請者215名のうち大体130名、半数以上が増額となると。26万相当が増となるという回答であったんですが、もう少し詳しいことをこれから伝えるというような回答もあったみたいなんですけど、そこはどうなってるんですか。もう少し、それはこれでよかったのか、それとも、もう少し詳しい金額とい

うか。

高山委員長 今、わかりましたか、山下委員の。

(「いや、ちょっと」の声あり)

高山委員長 定例会で岡前議員が質問した内容を、山下委員が言われておるんですけども、ちょっと私が言いましょうか。

扶養手当の関係なんですけども、申請者が215名のうち129名から130名が増額となるということで、26万円相当が増となるということでありまして、その関係なんですけれども、それで、もう1件ありましたか、それでよろしいですか。

山下委員 それでもうちょっと何か詳しく説明するというふうにも回答されたように記憶してるんですけど、これはこれでもうくっきりと正確な数字なんですか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 扶養手当は扶養認定の異動というのが、やはりずっと出てきますので、それが確定の数値という部分ではございません。その時点で調べた部分ではそうでしたということでございます。

ですから、先ほども申し上げましたように、段階的にも落ちていく、上がっていくというような制度になっておりますので、最終的に子供が1万円、その他の扶養親族等が6,500円に変わりますというようなことでございますので、その扶養のとり方によっても額は変動していくということになります。

それと、配偶者がいない場合の扶養親族の場合もあるんですけども、これにつきましても子供は1万円、父母等につきましては現行は一律1人目が1万1,000円なんですけども、その部分につきましては、父母等につきましては9,000円というような、平成29年度の部分につきますと額が変動にはなってくると。扶養親族によって変動になりますので、その部分につきましては額的にいいますとそういうことになります。

高山委員長 山下委員。

山下委員 じゃあ増額する方のほうが多いというふうに考えといたらいいわけですか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 やはり子供さんの部分の増額というのが多くなりますので、その部分が人数的には職員としての数から、バランスからいったら多いのかなど、扶養をとっている方が。

それと、あと減額になるというのは、やはり子供が手を離れて、もう配偶者だけ

とかいう部分とか、親を見ているというような部分につきましては、やはり減額になるようになりますので、その辺の差し引きということになってきております。

岸本委員 ちょっと確認したいんですけどね。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 議案書115号、補正予算の13ページ、今回の手当の増額が変更で、議員の期末手当が70万6,000円、プラスすると全員で18名分ということですね。その下のほうに特別職の期末手当が10万6,000円とありますね。これは2名分ということですか。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 そうです。特別職の分については2名分です。

岸本委員 2名分ですね。

三木総務課長 はい。

岸本委員 そうすると今度、25ページに教育長の期末手当というのがありますね、下に。これは7万円となってますね、それでいいんですか。

高山委員長 三木課長。

三木総務課長 そうです。言われるとおり19ページは教育長の分。

岸本委員 ということは、特別職、市長と副市長2人で10万6,000円、それで教育長1人で7万円なんですか。どういう計算でそうなるの。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 これにつきましては予算額の計上なので、その部分だけを反映していると、ちょっと今の状況ですと、ちょっと中身がわからないので、今お答えできんですけど、多分その端数の関係というかこれまでの部分とかの調整も入っているのかもしれない。

岸本委員 俸給自体が絶対違うと。

中村企画総務部長 はい、そうなんです、おっしゃるとおりで。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 今までの給料と今回の報酬の分やということやったので、今までが何かで抑えられていた分、ここで上乘せしてるということがないのであれば、ちょっとどういう、市長、副市長、教育長のバランスからいうても、ちょっと変ですよ。

岸本委員 ちょっと見といてください。

高山委員長 ほんなら後ほどまた。

山下委員 もう1点だけ気になった分、言っておきたいんですけど。

高山委員長 山下委員。

山下委員 今回の市議員と特別職の引き上げ額というのは、市議員が7万6,000円で市長、副市長、教育長がちょっと何か疑問点は残りますが17万6,000円ということで捉えといたらいいんですか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 期末手当の積算の部分につきましては、報酬額に傾斜配分分1割増し、掛けることの支給率になっております。ですから、その部分で今までの積算で切り上げとか多い人数の部分でいく部分と、その辺の端数の部分がございます。ですからその額がそのまま予算として置く枠でございますので、人数で割ったら単純に出るといようなものでもございません。議長、副議長、委員長、それと議員さんによっても違いますので、その辺の積み上げの数値となっております。

山下委員 はい、積み上げがさっき言うた。

後でもうちょっと詳しくわかるんですか、何かちょっと。

高山委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長 改定に係ります増額の部分については、きっちり整理しまして報告させていただきます。

高山委員長 山下委員。

山下委員 今のこと。今、聞いてわかりました。

高山委員長 あ、いいですか。

山下委員 はい。

稲田委員 きょう大丈夫なんやね。

高山委員長 ほかに御意見ありませんか、よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、続いて113号の説明をお願いしたいと思います。

中村企画総務部長 それでは、113号ということで旧慣による公有財産の使用権の廃止についてということで議案を上げさせていただいております。

この部分につきましては、千種町岩野辺地内におきまして、砂防堰堤の工事が実施されます。その部分につきましては、旧慣使用権を廃止しようとするものでございます。

地図をお配りしていると思いますけども、丸のついたところが岩野辺地内でございます。

岸本委員 委員長、振ってよ。終わりましたよ、説明。

高山委員長 あ、はい。ごめんなさい。説明が終わりました。私、地図を見よった。申しわけございません。

何かこれについて御意見等ございましたら。

西本委員。

西本委員 この場所は以前に災害が起きたとか、そういう場所ではないですか。そうじゃない。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 過去において災害の発生の有無についての確認はできておりません。このあたりで内的なちょっと場所が、地図がわかりにくいんですけども、つちのこホールの上に森林組合があります。波賀に行くコースからちょっと波賀に寄ったところに森林組合の上の谷、ここは新宮川があります。ここに1つと、その上に天神谷川、もう一つ上に上がったところにあるんですけども、この2カ所で実施されるものでございまして、過去にどんな災害が起きたかまで、ちょっと把握はいたしておりません。申しわけございません。

西本委員 ちょっとすごくわかりにくい。

高山委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 この該当地は、県の砂防事業によるものでございまして、災害があったというよりも災害が予見されることによって、早期にその堰堤の必要性があるということで工事を行うものであって、はるか過去にはそういうことが恐らくあった地形ではないかと思われませんが、今後の安全性を確保するために砂防堰堤を設置するものと思われしますので、御理解をお願いします。

高山委員長 地元からの要望があったんでしょうか。地元というか千種市民局の関係であったんでしょうかね。

世良企画総務部次長 おおむね今、各地域からの要望によって、県のほうに要望書を市長名で出して対応していただいております。恐らくこれについても、今、確認できませんが、そういう声があったの設置になるかと、このように推測されます。

高山委員長 安全性を考えた上でのことであろうかと思えます。

ほかに何かありませんか。ないですか。

今までの審査の中で何かありましたら。ないですか。

それでは、ほかに質疑、御意見等はございませんので、総務部の関係を。

(「継続の関係」の声あり)

高山委員長 あ、継続の関係。済みません、大変申しわけございません。議案審査だけ終わりましたので、報告事項ということでお願いしたいと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

高山委員長 この報告に関しましてはよろしいですね。

大変申しわけございませんでした。お昼を回りましたけれども、企画総務部の関係、これで終わらせていただきたいと思います。よろしいですね。

どうも御苦労さんでした。

(「ありがとうございます」の声あり)

高山委員長 ほかにはございませんか。もう時間的に皆さんどうですか。1時は無理か、15分にしようか、1時間休憩しようか。

ほんなら、お昼から1時15分からということで、よろしくお願いしたいと思います。

午後 0時13分休憩

午後 1時53分再開

高山委員長 それでは、引き続きまして再開いたしたいと思います。

総務文教常任委員会を始めます。

教育部の関係の審査に入らせていただきたいと思います。110号議案についてから、説明をお願いします。

部長。

藤原教育部長 それでは、110号議案につきまして、資料に基づきまして説明させていただきます。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 それでは、110号議案につきまして、この議案書により説明をさせていただきますので、議案書のほうを開いていただきたいと思います。

110号議案、一番表に改正条例が入っております。条例で幼稚園設置条例の一部を次のように改正するので、第3条にただし書きを次のように改める。ただし三方幼稚園、波賀幼稚園は3年とする。第4条にただし書きを次のように改めるということで、ただし三方幼稚園及び波賀幼稚園は満3歳からとするということで、次のページのところに、新旧対照表条文をつけております。今のところ保育年限につき

ましては、ただし書きで入っているのは波賀幼稚園だけだったのを、今度、改正案としては三方幼稚園と波賀幼稚園、それから入園者のところにつきましても、年齢のところなんですけども、波賀幼稚園だけだったのを三方幼稚園、波賀幼稚園というこの2園に修文、改正をするものでございます。

これにつきましては、去年の議員さんによる発議によります条例改正条例で波賀幼稚園を条例に基づくようにすべきやないかということで提案されたものに基づきまして、市といたしましても教育委員会といたしましても、同じように三方幼稚園も方向性で決まっておりますので、三方幼稚園をここに条例で整理をさせていただきたいということで提案するものでございます。

以上でございます。

高山委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

西本委員。

西本委員 ちょっと論点整理表の中から質問させていただきます。

3歳児幼稚園教育の募集を行うべきであるということですね。特に幼児教育無償化の対象である多子世帯、ひとり親世帯などの経済的に苦しい家庭を支援するべきではないかということと、それともう一つ、一宮北部は預かり保育を実施している地域で3歳児の受け入れをすべきではないかということが出てるんですけども、それについてお答えをお願いします。

高山委員長 教育部長。

藤原教育部長 最初の質問、3歳児を全市にすべきではないかということでよかったでしょうか。済みません、最初の。

西本委員 3歳児幼稚園教育の募集を行うべきであると。

高山委員長 部長。

藤原教育部長 3月の議会の中の、波賀に限定すれば他地域との均衡を失うことになるのではないかと。またサービスの公平性の観点から問題があるのではないかと。という質問がありまして、その中での議論の中で、議決案件にすることで市民の声を生かすことができる。また、他地域でも要綱により実施することは可能であるということから、条件に合うところが出てきたら、その都度、条例化すればよいということがあります。

まず、この条例化するということは、3歳児教育の継続ということを重点に議員提案されたということから、まず、その趣旨に基づいて条例化ということを提案させていただいております。

市内全域ということになりましたら、やはりいろんなまだ条件が整っていないところもありますし、また市としても要綱によって、3歳児教育はできると考えておりますので、その点につきましては今回の条例提案につきましては、継続を保障するという意味から、三方幼稚園を追加したということになっております。

もう一つ、預かり保育につきましては、低年齢ということがあって、いろいろ条件、施設整備をしなくてはならないということがありますので、三方幼稚園には、その条件がまだまだ整っていないということから、実施ということには至っておりません。

3歳児につきましては、実施できないということに至っております。

稲田委員 関連でいいですか。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 今、幼稚園では3歳児教育を、どういうのかな、受け入れられる状態じゃないということで、このちょっとニュアンスが、僕、思うんやけど、今、縮小されてだんだん受け入れられるようになってますわね、規模的にも。教室は余っています。だから教室以外になりますわね、恐らく。それはどの部分ですか、その受け入れられる状況じゃないというのは。それが理由なんですかね、その。

高山委員長 部長。

藤原教育部長 施設的にもと言いましたのも、やはり空き教室は全ての幼稚園であるわけではないということは確かに現実に今あります。それと、教諭の確保という点につきましては、その課題としては残っております。

しかしながら、子供自身、また幼保一元化推進計画につきましても、やはりこども園で集団を確保しながら3歳児教育も行いたいということから、3歳児につきましてはこども園、幼保一元化の決定があったところからしたいということは変わっておりません。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 教諭の問題もそうです、まず。でもそういう方向に持っていったのも教育委員会ですわね。だから今こうなって3歳児教育を国が推奨するべきとしてうたっているということは、やらなければならない部分もあると思うんですけど、そこで教諭がおらんから、教室がないからというのは、僕はこの教育の部分には不適切な感じがしてね。

それで、いつも努力義務と言うんやけど、僕は教育に努力義務なんかないと思うんですよ。やらなければならないことはやらなければならないことやと思うし、そ

れでだから、地域間であったりいろんな市町村で差があること自体もこれ、少し問題があるのかなと、市町間のいろんな財政の理由であったり、そういう規模の大きさ小ささで子供の教育って、そんな左右されるものじゃないかなと思うんですけども、努力義務とよく教育長がおっしゃるんですけども、どういうふうに解釈すればいいんですか。やらなくても何ら罪は問われないという意味の努力義務ですかね。まあ教育長やないから、それはどういう意味なんやろうと思って、教育委員会の考えとして。

高山委員長 教育部長。

藤原教育部長 国の通達におきまして、必ずやらなくてはいけないというところまでは書いていないということから、努力義務という発言になったと思っております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 まあまあ、そうね、ちょっとうまいこと言えないけど、国としては、やはり地域がそれを求めているところはやりなさいよじゃないんですかね。基本的にやらなくてもいいよじゃなくて、それを裏返すとできるところはやりなさいなんやけど、ここを求めている地域があるわけじゃないですか。それで、それを条例や要綱や云々、市として多分この論点整理に出ているのは、宍粟市全体でも3歳児教育を受けられる体制に、要望があるかどうかわからんけど、そういう状況じゃないということをお願いしたいかなと思うんですね。

それで、今回、募集もしてないで3歳児教育の要望があったところはそのまま流れているけども、新たに3歳児教育があるんなら幼稚園に預けようというところもあるやろし、現に今、保育園から幼稚園へ、保育園をやめて幼稚園に行かれる方が出てますよ。逆ですよ、これ。

本当は民間に、これは山崎町の話やけど、実際わかりやすいね。実際、地域外通園じゃなくて地域で行っているところがやっぱり地域の反発もあって、ここは幼稚園を守ろうという変な流れに、変なじゃない、そういう流れになって、今、保育園やってる子が幼稚園に流れも出てます。

そこを一遍ちょっと調べてみてください。わかると思うので、応募ね。29年度の応募に関して、例えばこども園をつくっているところが、その周りの地域の人がどれだけ、今まではそこから来てたのが、ほとんど応募がないんですよ。それは把握されてないですか。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 本来ですけれども、もともと保育所には保育所の役割、幼稚園には幼稚園の役割があって、市内の公立の保育所5所の建物の構造から申し上げますと、4歳、5歳の2年は従来から幼稚園の年齢で、どちらかというところと教育委員会としましても、5歳になったときには小学校との接続ということがありますので、その校区の幼稚園、そこでは幼稚園も保育所も差はないんですけれども、そこから学校へ上がっていくという流れがあって、先ほど申し上げたかったのは、保育所の構造としましては、ゼロから5歳の6学年を受け入れるための準備というのは、なかなかできてないんですね。ですから、3歳から4歳になったときに地域の小学校との接続を考えて幼稚園に戻られるというのが従来からある手法なのかなと考えております。ですから、そのこと自体が決して悪いことではないかなというふうに考えておるところです。

ただ一方で、保護者の働き方の形が変わってきてますので、幼稚園のニーズが減って保育のニーズが高まってきておることは事実ですので、そのことを含めて幼保一元化でもって施設の再編・更新で対応していこうということでもありますので、できるところから取りかかっているというふうな評価はさせていただいております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 3歳児教育と今、こども園のことと一緒にしてもうて悪かったんやけども、3歳児教育の部分とこども園の部分は、またちょっと別な話なんですよ。

恐らく4歳児・5歳児というのは、多分昔から幼稚園に行く習慣があるところがあります、これはね。もしかして1歳児・2歳児・3歳児がそこへ、幼稚園へ行かへんので、どっかタイミング的にそういうようになったのかもわからんけど、そもそもこの地域で通園できるのか地域外通園できるのかという定義がはっきりしてるんですか、今のところ。

例えばね、その地区、中学校区単位で山崎校区やったら何個つくろうという意識があって、一宮・波賀でつくろうという意識があって、その一宮・波賀の場合は、多分1つの校区に1園みたいな状態やねんけど、山崎の話やったら1つの校区って微妙じゃないですか、今は校区外から行かれている方もあって、基本的にどっちを優先するような話でこども園を進めていかれようとしたんか。地域を優先するのか、それとももう自由なのか。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 今、御指摘のとおり、幼稚園には園区が定めがあって、保育施設については児童福祉施設ということで自由に園区がないという状況ではありま

す。

結果として、保育園は山崎西中学校校区に少し固まってまして、山崎東中学校校区等には少し足りてない。それで園区を越えて就園をされておるとというのが実情でございます。

宍粟市の幼保一元化の計画については、それぞれの校区でそれぞれの需要を賄うだけの施設の再編をしようということですので、整備が整った段階では、それぞれ身近な地域、その校区の中で賄えるだけの定数は確保しようということです。

ただ、保育の先ほどの質問の中で、いろいろ園の特色がございますので、そういうようなことで園区を越えて通園される場合も、それは保護者の働き方、職場の近くとかいうようなこともございますので、その分は幾らかは確保しながら、基本としてはやっぱり一番自分の住まれている地域に施設の再編でもって園の確保をして、つくっていくというのが今の計画の中心であります。

高山委員長 山下委員。

山下委員 本来だったら、議場の中で岡前議員も言われたように、市内の全ての幼稚園に3歳児教育の受け入れを認めるという改正を行うべきであると思うわけなんです。

それで、その回答として、幼保一元化の中で3歳児教育を進めていると。一日も早く施設整備をして、健全な幼児教育を行うよう努力していくというのがあったんですけども、民間しか認めない今のような幼保一元化計画を進める中で、一日も早く施設整備と言われますけれども、そのようなことは不可能なんじゃないかと思われませんが、教育委員会はどのように考えておられるんですか。

高山委員長 教育部長。

藤原教育部長 このような状態が解決するかという、本当に施設整備に結びつくのかなという質問と思うんですが、波賀中学校区ではその公募については今回ちょっと全市一斉というわけにはいきませんでした。それは自分らが目指すこども園の姿を決めてからしたいということでありまして、それはその前提として、幼保一元化計画についても、地域の委員会としても、これは進めるべきだという同意も、これは全員一致でいただいております。それは今後、こども園の施設整備といいますが、実現に向けて進んでいるなということは考えております。

また、一宮北中学校校区については、今回の公募に対象となっておりますし、これは市の計画に基づいて施設整備実現に進むものと考えておりますので、この要綱に基づく実施、つまり施設が整うまでの間、幼稚園にするということには適応してお

ると思います。これを実現すると考えております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 今、こども園の話が出た、話が出たというか、僕の思ってたのでは、この間、募集要項は見てないんやけど、もともと社会福祉法人という話でしたね、募集対象が。それで10法人もありますかね、社会福祉法人が。宗教法人が1法人と有限か民間2社で合計10ですね、全部入れて。いつの間にか変わったんかな。それとも、そこがもし応募してきたときに、社福をとっていただけるんですか。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 御指摘のとおり、市内で現在、保育所や認定こども園を運営する法人が、宗教法人1、株式会社が1つ、有限会社が1つで3社ございます。それを含めて10法人でありまして、その3社については、今、御指摘のとおり新園を開設するまでに社会福祉法人に移行することが前提で応募ができるという内容にしております。

稲田委員 募集内容にね。

それで、済みません、11カ所でしたか、市内。

中尾こども未来課長 10カ所。

稲田委員 いや、こども園の数、希望の数が多分11。

中尾こども未来課長 13に再編ということで、一昨年この総務文教常任委員会に提出をさせていただいておる。これはあくまで現時点での子供の数から申し上げたものなので、これから応募の中で少し子供が200人とかというような大きな園ができるということであれば変わってきますし、その辺をこれからつくって、今のところは13で募集をさせていただいております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 なかなかこの10社で13施設といたら、話はかなりハードルが高くて厳しいと。やはりこれは民間がどうこう、民間というのは、もちろん営利を追求しますので、やっぱり子供の少ないところには行きたくないというのが実情であって、本当に手を挙げるところが出てくるんか。

それで、山崎がどうこうじゃなくて、山崎はなかなか進みにくいなと思ってる部分があるのが、まだ地域の考えも全然進んでないし、波賀とか一宮みたいに何回も委員会を重ねられて、それでもまだ進みにくいところがあったりして、どうしてもやっぱり民間で今、話になっとるんであれば、できることかどうかわからんのやけど、ある程度の人数を割ったときに、行政の補助がないと多分厳しいですよ。

だから、仮に50人やったら50人確保できるところやったら50人分何とかなるのかもわからんやけど、それが数が30人とか20人になったときに、その時点で公立というのは考えにくいと思うので、やっぱりその事業補助というのは、今、考えておられるんですか。まだそこ、だって減るのは間違いないですから、子供は。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 先ほどの補正予算のところでも審議をしていただきました認定こども園の運営費補助金の中にも、そのような質の高い部分で予算をつけておりますけれども、行く行くはそのあたりに赤字の補填というものをしっかり持つ中で、千種のこども園が少子化で財源不足に陥るといようなことはないように、やっぱり中学校があって小学校があって、その地域でありますので、そこには必ずこども園があるというふうには保障していかないと、おっしゃるとおりかというふうに思っております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 その方向性である程度安心できた。これを業者によるやっぱり説明、そういう状況になったときには、ある程度、市のほうも補助できますよというのは、説明されていますか。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 千種の協議会の記録を見ていただいたらいいわけなんですけども、地域に対しても事業者に対しても説明はさせていただいております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 ううん、違う違う。今回の募集に関して、一応12月にたしか募集をかけられたときに、そういう話をされてますかという。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 今回の募集の中では、地域でどういうふうなところで考えておられるかということを知くために、定員をある程度、赤字にならない想定じゃない、それぞれの地域の子供の数から読み込んだもので募集をさせていただいておりますので、そのことについては、これまでの平成21年に計画を立てたところから、ずっと長い継続した協議の中で、しっかりと説明させていただいているつもりであります。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 業者にしてみたら、やっぱりそういう条件提示がなかなかわかってないんかなと。だからそれがわからないと不安で手を挙げにくいと。もし挙がろうと思

うとってんやったらそれでいいですけども、実際挙がらんかったときに、何が問題やったんやろうって、次に1次募集から2次募集に安直に行くんじゃなくて、やっぱり市内の業者の1次募集で何が足らんかったということをしてもらわな、多分2次募集すると地域の保育園を守るためにと言いもって、結局守れなくなりまますから。
高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 おっしゃるとおり、1次募集については8月の常任委員会でも議論をしていただいたとおり、市内一斉に公募をさせてもらうほうがということで、今回12月1日からの募集にさせていただいたわけなんですけれども、2次募集については、やはり校区ごとにその辺を勘案しながら、決して1次募集がなかったからすぐにというわけにはいかない。

あるいは、宗教法人、有限会社、株式会社が参入しないというようなことになっても、そこには保育を必要とする一定の子供がいらっしゃると思いますので、その部分も今、幼保一元化計画は含んでおりますので、まずやはりそういうことをはっきりすれば、子供の数についてはもう一回、置き直さないといけないので、そういうことの整理がつかない限りは、2次募集には簡単には行けないというふうに思っておりますので、2次募集については、それぞれ校区ごとに分けて判断をする必要があるというふうに考えております。

高山委員長 山下委員。

山下委員 先ほども社会福祉法人等の公募の話がありましたけども、そこまでしてまで民営化、ともかく民営化ありきの幼保一元化計画と、それから、国も3歳児教育というのは進めております。その国も進めている3歳児教育というのは別に考えなければならぬんじゃないかと。それを一緒に考えなければならぬと言われる教育委員会は、一体どういう見解からそのようなことを考えられるわけですか。

高山委員長 教育部長。

藤原教育部長 今の就学前教育の方向につきましては、何回か言っておりますように、21年8月に策定された幼保一元化推進計画に基づきまして進んでおるわけです。教育委員会としましても、それは市民のいろんな分野から協議していただいた結果ということで、それを尊重するという事は変わっておりませんので、3歳児教育については、幼保一元化、こども園の中で集団を確保しながら進めていくという方向は今も変わらずそれを進めていくということにさせていただいております。

高山委員長 山下委員。

山下委員 ともかく民営化ありきの姿勢が、何か今回のこの条例の、この2カ所の

みをただし書きで3歳からとするような、こんなちょっと普通では考えられない例外中の例外というようなこともせざるを得ないような状態になっているので、かなりおかしな方向に進んでいるなと思うんですけども、そんなことは感じられてないんでしょうか。

高山委員長 教育部長。

藤原教育部長 これは3月の議会のお話にも戻るかもしれませんが、市としてはこの波賀に限定せず、要綱でできるという姿勢を持っておりましたが、条例化すべきという議会の意見を真摯に受けとめて、この条例化、明文化するというところに、ここをしております。

これは市としましても、ただし書きというのは確かにいい方法ではないと思いますが、要綱に基づく3歳児教育の実施については、議会のほうも認めていただいておりますということから、この明文化ということにしていきたいと今回考えております。

高山委員長 ほかないですか、よろしいか。

西本委員。

西本委員 済みません。110号についてですけど、本会議でもちょっと質問が出たんですけども、この論点整理表が出てますので、ちょっと確認をしておきたいと思います。

幼稚園の廃止についてでございますけれども、廃止したほうが活用の幅が広がるはずであると。下三方・繁盛幼稚園の廃止をしない理由はなぜかと。また、土万・野尻幼稚園との違いはということ。もう1点は、通園区域の変更についてということで、通園区域に関する規則が変更されていないのはなぜかと。設置条例との整合性の必要があるのではないかという、論点整理表が出ておるんですけども、これについてちょっとお答え願えますか。

高山委員長 前にも出ておったんですけども、どうぞ。

前田次長。

前田教育次長 規則のほうなんですけども、今現在、宍粟市立幼稚園の通園区域に関する規則というので、うちのホームページに上がっているところで例規が検索できるんですけども、それを見られる限り、今、下三方幼稚園、三方幼稚園、繁盛幼稚園は、今のところ全然直ってない要綱が載ってるんですけども、これにつきましてはことしの4月1日付で教育委員会規則第28号で改正しております、下三方幼稚園と繁盛幼稚園については、休園のため、それぞれ旧三方幼稚園の通園区域というのは、全てここについては改正をしております。

ただ、非常に申しわけないんですけど、ホームページでしか例規が見れないのが、もう4月に改正しているのが今現在、直ってない。きょう私も確認したんですけども、まだ古いままでございました。

それで、きょう、担当の部局のところへ、早急にやっぱり新しいやつをすぐ載せるように、そこでしか確認できないので、新しい情報、規則については、もうすぐ載せるようにということで、指示はしたところなんですけども、その下三方幼稚園、三方幼稚園、繁盛幼稚園の全て今、休園しているところの分の通園区域については、もう改正をしております。

高山委員長 部長。

藤原教育部長 野尻幼稚園、土万幼稚園のように閉園すべきではないかということにつきましては、野尻幼稚園、土万幼稚園は、休園してから1年、土万はもうちょっとたちます。その休園期間を経て閉園ということにしております。それは地域の周辺の動向とか、また地域の施設の活用状況等、そういうのを踏まえながら決定していきたいと思っております。ある一定の時期が来れば閉園ということは教育委員会としても考えることは十分思っております。

通園区域につきましても、その閉園と同時に改正するということは当然のことかと思っております。

高山委員長 ほかに御意見、質疑ございませんか。ないですか、110号関連。よろしいですか。少ない人数ですから精いっぱい聞いていただいて。

ほかに質疑等ないようでございますので、これで終わらせていただきたいと思います。

継続調査に、一旦ここで閉じさせていただきます。

よろしいですか。継続調査を始めさせていただきますと思います。

【継続調査及び報告事項を実施】

高山委員長 ほかにございませんか。稲田委員、ほかにないですか。西本委員は。山下委員、何かございましたら。

それでは、大変、慎重審議していただきまして、教育部の関係、これで終わらせていただきたいと思います。

大変御苦労さまでございました。

(「ありがとうございます」の声あり)

稲田委員 休憩していいんですか。

高山委員長 休憩とりましょう。

午後 3時22分休憩

12月7日

午前 9時00分再開

高山委員長 大変皆様方には出にくい早い時間帯に集まっていただきました。ありがとうございました。

きのうは欠席された、また早退された委員がいらっしゃって、なかなか採決をとるまでは至らなかったということで、少ない人数での採決もあるんですけども、やはりきょうに採決をしていただいて結論を得たいなという思いがありましたものですから、きょう寄っていただきました。そのあたりも委員の皆様方には大変申しわけございませんでした。

これまでにないことでございますので、いろいろと思案をしたんですけども、なかなかいい思案ができませんで、きょうになったということで、大変申しわけなく思っております。

それぞれ議論を尽くしていただいたんですけども、採決に至るまでに、自由討議をしていただきたいなと、このように思っておりますので、どなたからでも、それぞれ本議会に提案されました議案に対して、それぞれ、ここはこうあるべきであるとか、また意見等、自由討議していただいたらと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、採決に至るまで自由討議していただいたら。

(「何でもいい」「全部」の声あり)

高山委員長 何でも結構です。それで意見を添えていただいたらと思うんですけども。

稲田委員、何かありますか。

山下委員。

山下委員 この106号と107号についてと、それから関連してくるんですけども、115号、一般会計補正についてなんですけれども、ずっと他の委員も問題にされていたように、提案者と議決者が一緒というのは、やはり問題があると思いますし、それからまた今、非常に市民生活が苦しい中、市議員に70万6,000円、市長、副市長、教育長に17万6,000円の報酬のプラスというのは、市民の理解が得られない

と思いますので、私はこの議案には賛成できません。

高山委員長 106、107。

山下委員 そして関連してくる補正です。

高山委員長 115号、これに対して御意見。

稲田委員 僕はこの自由討議で賛成・反対の云々はぬきにして、きのうもちょっとあったように、市民感情というものを考えると確かにね、上げるというのはどうなかなという考えもあるし、それで、やはりその辺が不透明で、いつも市長が提案したものを議会だけで判断しているという市民の認識があると、これはやっぱり間に報酬審議会なり、そういう人事院勧告というものがあるということも、もう少しちょっと周知しないと、何やそれこそ自分らの給料を自分らで決めよってんかという誤解を招くので、きのうの報酬審議会の表に出とるかというたら出してないということだったので、やはりその報酬審議会でこういう結論が出されたらと。名前まで出してもらったら一番結構やと思いますよ、誰が決めたんやと。恐らく、その中で、いうたら行政寄りの人たちが集まって決めたという誤解さえなければ、きちっと民間の意見が反映されとるということがわかればいいと思うし、今回はそこにかかってない部分はひっかかるころなんですけども、やっぱりそれを出していただくことが大事なんじゃないかなと。

やはり世の中で、この間の年金の話もありましたけど、やっぱり若年層がなかなかそういう場に出てこれないという意味も含めて、これ給料の改定も、若年層を、職員もそうですけども議員も確かにそういう世の中の流れとしてあるので、そこはやっぱり担保できるものとして、我々がそれに見合った活動をしていけば、市民の方もそんなに大きな反発がないんじゃないかなと。

議会報告会でも、やっぱり何をしよってんかわからんという意見が多かったので、あれだけ広報活動をしてもらってもやっぱり伝わってないんだなと。そこに力を入れていくということが、やっぱり大事になってくると思うので、賛成・反対は抜きにして、このやり方を少し検討していただきたいなと。

高山委員長 ほかに何か。

岸本委員。

岸本委員 一応ね、今まで報酬審議会は手当の分については審議会で審議せんかったのを、前向きに当局も検討しようかという姿勢なので、それをいいとして、今、稲田委員が言われたように、やっぱりこの前の議会報告会でも議員の姿が見えんと、何をしよってんか見えんということからいうと、今度また何しよってんかわからんの

に値上げすんのかいという話になるので、議員のほとんどがきちっと持ち場、持ち場で自分の仕事をしていくんやという姿勢をきちっと打ち出せば、私は今回は別にこれ、賛成・反対は後で言いますけども、これは問題ないんじゃないかなと。

おのおのがきちっと自覚を持って議員の仕事をしていくという気持ちでふだん活動をやれば、これは十分、私の周りの人は逆に、おまえ、この前、新聞で給与を見たけども安いなと、もうあれやったら若い人も出にくいぞというような話も聞いてますので、上げてもええさかい、仕事をちゃんとせえというふうな意見も聞いておりますのでね。

高山委員長 西本委員。

西本委員 私も岸本さんとか稲田委員の意見と同じ思いなんですけど、今も。ただ、仕事が見えないという部分は反省するべき点もあるけども、議員報酬として実際に若い人が出てこようとしたときに、決して裕福な暮らしができるような、子育てとができるようなあれはないのでね、そういう意味では、世の中はちょっとずつ給料も上がってきてますので、そういう意味で、それをまたリードしていく部分でも、それはもう一応我々が決めることやけど、報酬のこととか、ちょっと言いづらいんやけど、いわゆる、じゃあもしふえた部分があれば、もう市内に全部落とすぐらいのつもりで、使って回転させていけばいいんじゃないかなという極端な話やけどね。そういうことでいいんじゃないかなと。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 昔、人勧の勧告というのは、企業でも50人以上の企業を対象にした給料のアップがどうやとかいうふうだったけど、今はもういろんな東京、大阪だけじゃなしに地方の企業も含めた形での人勧の勧告になっとるで、アップという勧告が出たということは、全体的に多少はどこでも上がるとるんじゃないかなと、全国的にね。そういうふうな判断も、この人勧には含まれとるんじゃないかなと思います。

高山委員長 西本委員。

西本委員 最新版を見たんやど、100人以下の会社で2万件ぐらいやったかな、平均して3年続けて5,000円ずつぐらい給料上がってきとるんですよ。だからことしも5,000円ちょっと、報酬が前年度より上がってきとるので、それはええことなので、まあまあそれを抑え込むというのも逆の効果があるんじゃないかと思うのでね。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 公平な考え方を自分たちとしたら、民間から見ると、民間やなくて一般市民から見ると、公務員とか議員の給料っていうのは一律同じじゃないですか。議

長、副議長はもちろん手当の部分を加味してということで、公務員でも等級で、実質仕事ができる人とできない人が同じ給料という自体にも、はっきりいうて違和感を。でもこれはもう仕方がないことであって、それをどうこう変える判断できる材料がないので、それは例えば公務員もちゃんと外部評価してもらったらいいいし、ひよっとしたら議員の外部評価というのは、選挙しかないわけじゃないですか。だからその仕事をしている、してないの結果で、今まで選挙で選ばれてきた人とそうでない人があるわけやから、そこは真摯に受けとめなあかんことやし、また議員が例えば何かの審査会とかそんな下におるということ、これはまた問題があることやと思うので、報酬に関しては、やっぱり世の中の動向とか見て、だから下がるときも甘んじますし、その世の中が流れとして、これは下げなあかんといったときに反発することもないんじゃないかなと。

これ、人事院勧告に沿って、報酬委員会で決まったことを、ここで下がるときに曲げることはないと思うんですけどね。その両方を考えてみたらどうなんかなと。ほんなら下げるばかりになってしまうのかと。

岸本委員 一応採決をまたとってください。

高山委員長 ほかに御意見ございませんか。

それでは、自由討議はこれで終了させていただきたいと思います。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

高山委員長 それでは、皆様方には御迷惑をかけたということで、おわびさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまより採決をさせていただきたいと思います。

第105号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員です。

第106号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

高山委員長 賛成多数です。

続きまして、第107号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

高山委員長 賛成多数です。

続きまして、第108号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。全会一致であります。

続きまして、第110号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 全会一致であります。

第113号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 全会一致であります。

以上、採決をしていただきました。大変御苦労さまでございました。

西本副委員長 では、改めて集まっていたいただきましたんですけども、これで総務文教常任委員会を終了いたします。

(午前 9時19分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会総務文教常任委員会 委員長 高山政信

平成28年度第4回総務文教分科会会議録

日 時 平成28年12月6日(火曜日)・7日(水曜日)

場 所 穴粟市役所501会議室

開 会 12月6日 午前9時28分

次 第

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 協議・審査事項

第72回穴粟市議会定例会付託案件審査

(まちづくり推進部)

第115号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分

(企画総務部)

第115号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分

(教育委員会)

第115号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算(第3号)の関係部分

第72回穴粟市議会定例会付託案件に関する意見及び賛否確認

4. その他

5. 閉会

出席委員

委員長	高山政信	副委員長	西本諭
委員	稲田常実	委員	岸本義明
"	山下由美		
議長	秋田裕三		

欠席委員

委員 伊藤一郎

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長	中村司	企画総務部次長	名畑浩一
企画総務部次長	世良智	秘書広報課長	森本和人
総務課長	三木義彦	財務課長	砂町隆之
地域創生課長	山本信介	財務課副課長(記録)	石垣貴英

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長	坂根雅彦	まちづくり推進部次長	平瀬忠信
市民協働課長	樽本勝弘	消防防災課長	田路仁
人権推進課副課長	大田敦子	人権推進課副課長	柴原宏二
市民協働課副課長	菅野達哉	消防防災課副課長	鳥居長則

(教育委員会)

教育部長	藤原卓郎	教育部次長	前田正人
教育総務課長	橋本徹	学校教育課長	山本哲史
給食センター副所長	西岡修	社会教育文化財課長	田路正幸
こども未来課長	中尾善弘	教育総務課副課長	西林文隆

事務局

次長 上長 正典

(午前 9時28分 開会)

高山委員長 それでは、おはようございます。少し早いですがけれども始めさせていただきます。

12月に入りまして本当に寒かったり暑かったりということで、なかなか健康の管理が難しいんじゃないかなと思いますけれども、きょうは伊藤議員が前に入院されて、その後また、きょうは再入院ということで欠席をさせていただきたいということでございます。また、岸本委員のほうから、昼から早退させていただきたいという申し出がございますので、受理しておりますので、その点よろしくお願ひしたいと。

これより委員会、11月30日に付託されました議案の審査をしていただくわけでございますけれども、大変多く出ておりますので、本当に時間を割いていただいて、慎重審議のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

早速ではございますけれども、まちづくり推進部の関係なんですけど分科会のほうを開催をさせていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、推進部の部長さん、お元気でお歸りいただいたということで、前も本会議でお顔を見せていただいたんですけども、改めまして今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

それでは坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 おはようございます。今、委員長からございましたように、約3カ月、私ごとではございますけれども入院をさせていただいておりましたが元気で帰ってきております。また今後、精いっぱい努めていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

きょうは分科会の関係、補正案件を提案をさせていただいております。さらには通常の報告も後ほど委員会のほうで報告をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、時間もありませんので、早速ですが説明のほうを次長のほうからさせていただきます。

高山委員長 平瀬次長、どうぞ。

平瀬まちづくり推進部次長 それでは、私のほうから補正予算の認定につきまして、概要を説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

事前に配付させていただいております予算決算常任委員会資料に基づき、順次説明をさせていただければと思っております。

まず、資料1ページをお願いします。

市民協働課の関係につきましては、補正予算書の14ページの総務費の地域振興費において、地域おこし協力隊の報償費や使用料などの予算につきまして、当初予算につきましては、学校跡地利用を中心とした、地域活性化支援などの募集要件にかかる12名の協力隊員の費用を当初計画によりまして計上させていただいておりますが、結果的に1名の採用になりましたので、前年度からの3名と合わせまして、合計4名の費用につきまして精査をさせていただきまして、総額2,806万3,000円を減額するものでございます。

次に、補正予算書29ページの教育費の体育施設管理費において、一宮のスポニックパークの温水プールの男女更衣室の空調設備におきまして、落雷がございまして機械が故障したことによる修繕費につきまして、指定管理の修繕費の基本方針によりまして、管理者に負担金として支払うものでございます。なお、負担金の財源につきましては、公有建物災害共済金を充当するものでございます。

次に、資料2ページをお願いします。

人権推進課の関係につきましては、本年3月に廃止させていただきました教育集会所を地元自治会の集会施設に利用する要望が本年11月に提出されたことによりまして、旧教育集会所整備等事業補助金交付要綱により、その所要額を3,540万円を増額補正するものでございます。

また、この補助金の財源につきましては、補正予算書11ページにあります合併特例債3,360万円を充当するものでございます。

また、あわせて地元自治会からの要望につきましては、集会所の完成が来年5月という予定になっておりますので、補正予算書5ページの繰越明許補正に補助金の3,540万円を計上させていただいております。

以上が補正予算関係の説明でございます。

高山委員長 次長のほうから説明がございました。これより質疑に入りたいと思います。どなたからでも挙手にてお願いしたいと思います。

岸本委員 1点だけ確認します。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 スポニックパークのことですけれども、こういうときにお金を市が出すのは、金額に何か制限があった。制限いうか何ぼ以上の場合には出すとかいう、今はな

いんかね。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今回のスポニックの場合ですと、建物共済、保険等で加入しておる部分の対象物件につきましては、金額相当の設定はございません。

高山委員長 山下委員。

山下委員 この教育集会所の件について、もう少し詳しく教えていただきたいんですけど、「11月17日付で地元自治会より、要望書の提出があったため」という文ですけど、その内容はこういった要望で、こういったことで今回の補正になったのか、もう少し詳しく説明していただけたらと思います。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 旧教育集会所の関係については、先ほど次長が申し上げたように、3月の議会で条例の廃止をさせていただきました、これに向けては、昨年来、関係自治会の自治会長さん等にお寄りいただきまして、いろいろ協議を進めてまいりました。今後のあり方というところで、この時期に教育集会所については、そういう取り扱いをしても差し支えないだろうというような一定の合意をいただきましたので、この3月に廃止をさせていただきました。

このときの協議の中で、これまで教育集会所ができてきた経緯、同和対策審議会答申から派生した同和対策法、あるいは地域対策特別措置法、そういったところの流れの中で設置をしてきた経過というところの中で、市としましては、老朽化している集会所施設を自治会集会所として活用されるのであれば、その費用の部分で10分の9、助成をしていきたいと思いますというような方向性を出していきながら、3月の議会でも廃止をさせていただいた経過がございます。

その経過を踏まえて、各自治会の中でいろいろと議論をされまして、6月議会の中では2自治会、そして今回1自治会から、この機会を捉えながら、今後の地域のコミュニケーション、あるいはコンセンサスを図っていく地域づくりを進めていく拠点として、集会施設を建てかえたいというところでの合意が地域の中でされて、市のほうに要望をいただいたという経過がございます。

市としましては、その地域の合意を可能な限り尊重しながら支援をしていくというスタンスの中で、今回の補正になったというところで御理解をいただければなど、そんなふうに思っております。

高山委員長 ほかに御意見ございますか。どうですか、ありますか。

岸本委員、どうぞ。

岸本委員 ちなみに、今まで2施設をオーケー出したんですけども、金額は何ぼやったんかちょっと。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 補正予算をさせていただいているのは、8,440万円だったと思います。

岸本委員 これまでの2施設オーケー出したでしょう。

坂根まちづくり推進部長 合計です。

岸本委員 その合計が。

坂根まちづくり推進部長 8,440万円。

岸本委員 ああ、この下に書いてる8,440万円がそうやね。

高山委員長 ほかにございませんか。どうですか。

それでは、質疑、また御意見等がございませんので、分科会を閉じさせていただきたいと。よろしいですね。

午前 9時40分休憩

午前10時28分再開

高山委員長 それでは全員おそろいになりましたので、少し時間が早いんですけども、再開をさせていただきたいと思います。

それでは、企画総務部の関係でございます。分科会の関係なんですけども、115号議案の関係部分について、審査を行いたいと思います。

それでは説明をお願いします。

中村部長。

中村企画総務部長 それでは、第115号議案の一般会計の補正予算の企画総務部の関連につきまして、概要を説明させていただきます。

分科会の資料をお配りしていると思うんですけども、秘書広報課の件につきまして、13ページから総務費になっております。この部分につきましては情報セキュリティ対策支援委託業務の減額でございます。これにつきましては、市単独で標的型のメール訓練、それから情報セキュリティ外部監査という部分につきまして、県のほうで実施されることになりましたために、単独で実施予定であったものを減額するものでございます。

2点目が地域創生課の部分でございます。これにつきましては、旅費とか自動車借上料、あるいはホームページ構築業務委託料を上げています。旅費と自動車借上

料につきましては、生活圏の拠点づくり検討委員会で現在、一宮のほうで開催をさせていただいております。この部分につきましては、地域づくりの計画を策定する中で、先進地の視察を踏まえた上で、いろいろな御意見をいただくということになりましたので、その部分について追加で上げさせていただいております。

それと、ホームページ構築業務委託料といいますのは、これにつきましては、子育て支援とか定住促進のホームページの作成、その部分に特化した部分を構築していくという部分でございます。

少しいろいろな施策をとって、子育ての部分につきましても、ある程度かなりのものやっておる部分もあるんですけども、やはりPR不足というようなところもございますので、その辺も含めてわかりやすい内容に構築していきたいというので上げさせてもらっております。

それから、総務課の部分につきましては、15ページからの分になるんですけども、市長・市議選の選挙執行の日程等が確定したことに伴いまして、それに必要な経費を上げさせていただいております。

次のページに行きます。財務課のほうに行きまして、歳入のほうにつきましては、地方特例交付金、あるいは地方交付税等につきましては、9月以降の部分で収入がある程度確定した部分で、予算額を上回ったため、その部分について増額の補正をさせていただいております。

それから、財産収入につきましては、千草の市有地、宅地の部分なんですけども、国道429号の拡幅改良の代替用地として売り払いをするということになりましたので、その部分の収入を上げさせていただいております。

それから、諸収入、雑入につきましては、スポニックパーク一宮が落雷による損害額、その部分が確定した部分の増額をさせていただいております。

市債につきましては、スクールバスとか認定こども園の運営費等の実績の見込みが減額になっておりますので、その部分について減額をさせていただいております。

歳出につきましては、公会計システム導入の委託料ということで、財務会計等の部分の委託料がございます。これにつきましては、システムの提供が次年度となるということになりまして、これにつきましては国のを使わずに独自のものをつくっていくということが確定したことから、こういうことになっております。ですから今年度としまして、翌年度に計上させていただきたいということでの減額でございます。

それから財産管理費、次の部分で、三土中学校の解体の部分につきましては、事

業費が確定したことに伴いまして、宍粟市の負担分45%相当の部分を確定額として2,400万円余りをさせていただくということでございます。

公債費の利子につきましては、平成27年度借入分の利率の確定及び繰越事業に係る借り入れで見込みより低率での借り入れとなったため、その部分2,500万円程度を補正で落とすものでございます。

次のページの資料につきましては、人件費の一覧ということで科目ごとに計上しております。これにつきましては、条例改正のところでも出てくるんですけども、勤勉手当が0.1月分、人勤でアップ、それと本俸自体が若干0.2%程度アップということで、それのはね返り分を見込んだ分で人件費の補正をさせていただきたいということの一覧表でございます。

補正予算につきましては以上でございます。

高山委員長 115号議案の関係部分について、中村部長より説明を受けました。これより審査に入ります。

どなたからでも質疑、また御意見等がございましたら。

岸本委員。

岸本委員 起債の償還利息の減額というので2,500万円減額なんですけども、今もう過去のように高い率のは、ほとんどないと思うんですけども、まだ3%、4%のが、今4%以上はなくなっただけですかね。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 若干5%以上の部分が残っております。これにつきましては、過去の公有林整備事業債、山に造林で発行したものでございます。これにつきましては、5%以上のものが若干、数百万円残っております。残りにつきましては、もう5%以上のものは繰上償還、国が期間限定で認めた繰上償還によって発行しておりますので、それについてはほぼなくなっております。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 今回は一応見込みとしては何ぼ見とって、それが幾らになってるんですか。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 これにつきましては、当初予算がほぼ1月中に確定をして、整理をするというような関係で、昨年この平成28年の1月に当初予算を編成する段階で、まず平成27年度の発行見込み額は35億ほどであると。こういったことの利率をどれぐらいで見込むかという中で、およそで起債の種類によって償還年数とかが異なりま

すので利率も異なりますけど、おおむね0.5前後で推移しておったというふうなことで、これが上がる可能性もなきにしもあらずということで、1%程度で当初予算では見込んでおりました。

これが実際、発行するに当たりますして、昨年度末に発行したものは0.3%だとか、直近ですともう0.01%まで下がっております。こういった影響で利息の精査が今年度、繰り越しについてまだ発行を今からするものもございませけれども、おおむね2,500万円程度の減額をしても差し支えないということで、今回、整理をさせていただいています。

高山委員長 山下委員。

山下委員 今回の議員と特別職の人件費のアップ分というのは、こっちの第115号のほうで説明していただきたいです、幾らになるのか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 議案書の13ページを見ていただきたいと思います。

議員さんの部分につきましては、議会費のほうで議員期末手当ということで別で上げさせていただいております。それと特別職につきましても、その下の一般管理費の部分で特別職の期末手当ということで上げさせていただいております。議員の期末手当は70万6,000円、特別職の期末手当が10万6,000円ということになると考えております。

高山委員長 よろしいですか。

岸本委員 直接議案に関係ないけどいいかね、ちょっと。

高山委員長 はい、どうぞ。

岸本委員 このホームページ、今回、効果的に発信するためにということで97万2,000円の補正がついたんですけど、これ、ホームページはPRというか企業の広告は載せとるんですよ、今。何件ほどでどのぐらいの収入が年間あるんですか。

高山委員長 森本課長。

森本秘書広報課長 企業の広告につきましては、ホームページにリンクさせた中で計上してるんですけども、おおむねホームページと、あと広告のほうは広報しそのほうにも広告料をいただいて載せているんですけども、おおむね120万円ぐらいの収入です。

岸本委員 何社で。

森本秘書広報課長 現状のちょっと何社かというのは今のところ把握してないので、もしあれでしたら後ほど資料として出させていただきます。

岸本委員 合計で120万円ほどね。

森本秘書広報課長 はい。

高山委員長 ほんなら資料をもらいましょうか。

西本委員。

西本委員 今、資料を出していただいている、きょうもらった資料なんですけど、起債発行の償還の見込み、これちょっと、見たら大体わかるんですけど、説明していただければと思います。

高山委員長 砂町課長。

砂町財務課長 これにつきましては、毎年8月に将来的な財政の収支見通しというものを作成をしております。これから数値を転用しておりますけども、今後の起債の発行見込みにつきましては、過去向こう3年間の実施計画等を参考に、ある程度、事業費の見込みで計上いたしております。

向こう3年より先の部分につきましては、何をどれぐらいの規模の事業をするのか未確定な段階ですので、一定の過去の推移を見ながら事業費を盛り込んでおるということです。

しかしながら、平成32年、平成33年と起債の額が落ちております。これにつきましては合併特例債の発行、また過疎対策特別事業債、過疎債が平成32年で切れまので、平成33年以降は、こうした現段階、まず合併特例債については平成33年以降はもう平成32年までで上限に行くということもありますし、平成33年以降は発行できないと。過疎債につきましても時限立法ですので、これは延びない限りは平成33年以降は過疎債も使えないということで、平成33年以降は起債の発行は相当落としていかないと、交付税算入のある有利な起債等は、過疎・特例のような起債はないので、こういった方針で発行額を抑えた財政計画を立てております。

それに伴いまして、市債の元利償還見込みを、これは道路であったら、例えば20年償還だとか、そういった償還年数を見込んでシミュレーションした額でございます。

元利償還につきましては、これまでの繰上償還等でここ数年は元利償還の額が下がってきます。しかしながら、これがまた経年化になるということで、今後も繰上償還なんかをすることによって、将来的な元利償還額は落としていく必要があるのかなと考えていますけども、そういった、いわゆる収支見通しの数値によって策定をいたした資料でございます。

稲田委員 1つ関連でいいですか。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 ちょっとわからんことが多いので教えてもらいたいんですけど、これ、起債が減っていくと。それで合併特例債とか過疎債という、今、有利なときに使っていこうということで前倒しの部分も含めてされとると。この平成32年、平成33年にそこが廃止になって、事業的にはかなり縮小される部分が出てくるんじゃないかなと思うんですけども、過疎債とかを使えるそういう箱物であったりそういうものは別として、それから後は、これ、一番どの部分に影響してくるんですかね、財政を縮小することによって。

もちろん建物を建てるというのはなかなか難しくなってくると思う、そのときにね。この平成33年以降、事業がはっきりしとらんけど何かを削っていくと思うんですよ。起債を減らしながら事業はできるんやったらいいですけども、やっぱりその辺がどうなんですかね。これ市長の考えかもわからんのやけども、もちろん起債が減るというのは喜ばしいことであるんやけども、実際入ってくるお金が減ってくることで事業が縮小されるという考えじゃないんですか。

高山委員長 中村部長。

中村企画総務部長 やはり有利な起債でいかに交付税算入もできてということで、今まで社会資本整備を行ってきたと思います。それが今のところ合併特例債はもうなくなると。それと過疎債も時限立法で平成32年にはなくなる。それを見込んだ部分は、やはり計画的には今は立てられないということがございます。

しかしながら、やらなければならない事業というのが出てきます。その部分で今、考えられておるのが、公共施設の総合管理計画なんかは、既にそうなると思うんですけども、今のものを全て更新していくお金はもうないということで、その部分をいかに効率的な施設にしていくか。そういう部分も考えながら、それと長寿命化を図る。そういう部分でいろいろな有効な財源、あるいは基金の取り崩しもある程度それ以降は生じてくる可能性もあるんですけども、その辺で健全な財政を見直していくということで、現在考えております。

ですから、サービス自体も、逆にそれが必要かどうかという部分を市民の皆様に判断していただくようなことも生じてくるかもしれません。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 素人考えというか一般的に考えると、必要ないものは、例えば起債が有利であってもつukらないのが原則やと思いますね。でも1億のものでも2,000万、3,000万で済むからという乱発してしまうというような問題があると。その2,000万

や3,000万使って、あとランニングコストでそれを上回るものが回収できれば将来性はあると思うんですけども、なかなかそういった事業ばかりじゃないですよ、特に過疎債なんていうのは。

だから、本当に精査していかなあかんと思うんやけど、これからこのあと3年か4年間で幾つもそういう計画がもしあるのであれば、先ほどの計画もそうなんですけど、やっぱり将来性のあるものに、できたら使っていただかんと、結局はその金額が少なくても建てなければゼロで済むんですから、その辺はもちろん考えられると思うんですけど、やっぱりずっと維持していくためのお金ということをよく考えていただかんと、ずっとそれだけで一切これから負担がないんやったらええんですけども、最近建ったものでも、やっぱりランニングコストがかかるもんで、結構出てきとると思うんですね。その辺の検証も含めてなんですけど、地域が求めてどうしてもしなければならぬことはあると思うんですけど、それが財政の負担になってくるんじゃないかなということも1つ、2つ、3つ、4つあるのかもわからんので、自分のお金として考えたらそうなるんじゃないかなと。

高山委員長 名畑次長。

名畑企画総務部次長 合併特例債等を活用しまして、特に重点的に整備しているものの1つに、学校施設、教育施設といったところは重点的にやっております。当然、償却期間も非常に長いわけですので、一定そういったもので集中的に投資することによって、将来の長い間、担保できるような財政運営といったところにも配慮しているところなので、一定、今ずっと発行してるんですけど、それがずっとそれが必要になってくるかというのは、ちょっとそこは計画的にやっているというところで、ちょっとお伝えしたいと思います。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 何カ月前かな、公共設備の統合とか、そういうことで効率的な配置とかいうことで、何かこの前、委員会にも言うてもろうたと思うんやけども、その辺、もう一回ちょっと進みぐあいなんか、今どこまでどういうふうになつとるのか。

高山委員長 世良次長。

世良企画総務部次長 今おっしゃっていただいたのが、公共施設の総合管理計画かなと思うんですけども、こちらを策定をしまして、今、一番最初にかかっておりますのが、市民局の部分なんですけども、そちらの部分につきましては、先ほど部長のほうからも補正予算の中に上げている部分で委員会の経費、今回補正させていただいておりますが、一宮市民局の生活圏の拠点ということで、センター一宮等の建

てかえ集約をするということで、今、スタートさせていただいておりますが、総合施設総合管理計画の中においては、そういった公共施設の建てかえについては、あるものを全て建てかえるのではなく、耐用年数の来たものから極力、集約化をさせていくということ、それから、インフラについては、長寿命化をまず図っていくというようなことで、そういった中で経費を削減していくということで、前回、御説明をさせていただいております。

高山委員長 ほかに何かございますか。

稲田委員。

稲田委員 106号、107号、そのあたりのことなんですけども、この間ある程度の質疑で。

高山委員長 あ、この後で。分科会のほうだけ主にしてもらって、後。

ほかにないですか。第115号議案、ほかにないですか。

それでは、分科会を閉じさせていただきたいと思います。

午前10時52分休憩

午後 1時14分再開

高山委員長 それでは、定刻が参りましたので始めさせていただきたいと思います。

それでは、午後は教育委員会の関係なんですけども、ただいまより予算決算常任委員会総務文教分科会、教育委員会の関係の審査をさせていただきたいと思います。

まず初めに、第115号議案の関係部分について、説明を求めます。

教育部長。

藤原教育部長 それでは、教育部に係ります補正予算の質疑をよろしく願いいたします。

それでは、115号につきまして、次長のほうから説明をさせていただきます。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 それでは、本日は予算決算常任委員会の総務文教分科会の資料、それと、議案書補正予算第115号の一般会計補正予算（第3号）に基づいて説明をさせていただきます。

まず、配付しております総務文教分科会の資料のほうで一覧としておりますので、そちらのほうで説明はさせていただきたいと思います。

予算書でいいますと、まず最初に予算書の9ページでございます。9ページでまず国庫支出金、民生費の国庫負担金のところで3,650万円、国庫負担金を増額する、

これにつきましては、認可保育所の運営費の増額7,300万円を今回補正している、その2分の1が入ることに伴うもので増額するものでございます。

続きまして、予算書の10ページのほうなんですけども、教育費の国庫補助金のところで、学校施設の環境改善に伴うもので、小学校費として1,071万円、それから中学校費として5,326万2,000円を、これも増額するものでございます。補正の内訳につきましては、この資料に書いておるとおり伊水小学校の分、また山崎西・山崎南中学校の大規模改修分なので、これにつきましては国の補助の補正予算を平成29年度中に前倒しになったことに伴うものでございます。

また続きまして、予算書10ページの、また民生費の県負担金のところでございます。1,825万円、これにつきましては先ほど国庫補助金の増額補助の説明をいたしましたとおり7,300万円を補正増額することに伴います随伴の分、4分の1が県の補助で1,825万円を増額するものでございます。

続きまして、補正予算書11ページ、市債の部分でございますけど、教育債のところで小学校債1億40万円、それから中学校債3億4,910万円、社会教育費2,180万円を、それぞれこれが合併特例債それぞれ増額するものでございます。これにつきましては後から出てきます歳出補正に伴うもの、合併特例債を起債に充てるので増額するものでございます。

続きまして、本日の資料2ページのほうで、今度は歳出のほうを説明させていただきたいと思っております。

予算書でいいますと18ページの、まず民生費のほうになります。民生費の子ども・子育て支援費のところで、認可保育所の保育運営費を増額するものでございます。7,300万円を補正するものでございます。これの理由につきましては、4月以降に入所した児童約60人の保育委託料及び保育単価の改正に伴うもので補正するものでございます。

続きまして、予算書の19ページ、民生費の少子化対策事業費の賃金600万円を減額、それから負担金補助及び交付金200万円を増額するものでございます。

まず賃金につきましては学童支援員の賃金の勤務実績が見込まれますので、それに伴いまして600万円減、今度逆に、認定こども園の運営費の増ということで200万円、これは宍粟市認定こども園ガイドラインに基づいて、質の高い幼児教育・保育を行うために200万円を増額するものでございます。

続きまして、予算書の26ページ、教育費のほうに参ります。

教育費のまず一番初めの教育振興費の中で、20節、扶助費の欄ですけども、これ

につきましては要保護及び準要保護の援助費、当初予算を1,150万円置いてたんですけども、今現在、要保護、準要保護の人数がもうほとんど確定しておりますので、見込みとして200万円を落としております。これにつきましては、当初、180人程度が該当する額を小学校費で置いてたんですけども、今146人ということで、その分が減っておりますので、その分で一応200万円程度はもう余るかなということで補正をして落とさせていただいております。

続きまして、教育費のスクールバス運行費につきましては、小学校費の分なんですけども、小学校で今、スクールバス10台を運行しているんですけども、これにつきまして、入札執行等によって運営費が浮いたということで100万円を減額するものでございます。

続きまして、学校施設整備費のほうで、小学校費、予算書でいいますと26ページなんですけども、上の欄が伊水小学校の屋内運動場改築事業費で建築確認申請から学校施設備品までの総額で7,478万4,000円、それから次の3ページのほうで、測量・分筆から物件移転補償費まで、これが、はりま一宮小学校の統合関連ということで、総額で4,545万円、総額で1億2,023万4,000円を補正をさせていただいて、前倒しの採択を受けたものについて、伊水小学校には前倒し採択について、はりま一宮小学校につきましては、神戸・染河内小学校2校の統合に向けて進入路等、整備する必要がある予算を上げさせていただいております。

なお、伊水小学校に係る分につきましては、全て全額繰り越し予定としておりますので、その分もよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、予算書27ページの、今度スクールバスの運行費委託料、中学校の分なんですけど、これも現在5台運行しておりますけど、これにつきましても運行委託料の入札による減ということで確定で500万円を減らせていただいております。

次に、中学校施設整備費なんですけども、これにつきましては、山崎西・山崎南中学校大規模改修事業費ということで総額4億4,634万円を増額するものです。これの理由につきましては、国の補正予算の前倒しによりまして、平成29年度の事業として上げていたものを、予算がついたということで前倒しで上げて、そのほかあります分、全て全部繰り越しするものでございます。全額繰り越しなんですけども、予算がついたということで当初こちらのほうに平成28年度でとりあえず計上させていただくものでございます。

それから予算書28ページで幼稚園の通園バス運行費の補助金、これにつきましても、確定により200万円を減額させていただきます。

予算書の28ページの教育費の文化施設運営費ということで、これにつきましては、文化会館改修工事費ということで、文化会館がもうかなりたって、修繕をする必要が生じておりました、それにつきましては平成29年度から実際、吊り具とか照明とか音響とかを改修する予定でしたんですけども、できるだけ平成29年度のおそこの会館を使わない期間、工事期間を短くするためには、少し平成28年度の2月ぐらいからかかることによって、工事の期間を少しでも早く終わらせたいなということで、今年度に少しだけ予算を置かせていただいて、先に現場でつくるものなんかは先に行いたいということで2,300万円だけ置かせていただきたいと思っております。

それで、本日の資料の4ページにつきましては、先ほどの伊水小学校の運動場の改築事業の仕様説明書の変更部分、それから5ページにつきましては、山崎西中学校、6ページにつきましては山崎南中学校、7ページは施設型給付費の委託事業、それから8ページにつきましては、幼保一元化の分で、当初の予算に上げていた分の主要事業の分で、今回補正があった部分をここに掲載をしております。

それで、あとちょっとだけ申しわけないんですけど、115号議案の予算書のほうを見ていただきたんですけども、予算書の5ページの第2表のところに、ここには繰越明許費の補正ということが総括で上がっています。ここで教育費、先ほども説明いたしましたとおり小学校費で1億8,698万1,000円、これは伊水小学校の改築部分、それから中学校費で山崎西中学校で1億8,056万2,000円、山崎南中学校で2億5,472万円をそれぞれ今回補正をしていただいた分ですけども、それを全て繰越明許費ということでここに計上させていただいております。

その次、第3表の債務負担行為補正ということで、先ほど山崎文化会館ホールの改装工事ということで2,000万円の補正をしているという説明をさせていただきましたけども、山崎文化会館の全体工事としては、その分と2億1,733万6,000円がかかる予定となっておりますので、今回の補正した以外の残高、2億1,733万6,000円をここで債務負担行為として上げさせていただいております。

内訳につきましては、大きく舞台の吊り物、どんちょうなんかをしている施設関係が5,556万円、それからあそこにかかっている照明の関係で6,320万円、音響施設が9,857万6,000円、この3つで2億1,700万はかかるということで、その分を債務負担行為で計上させていただいております。

続きまして、その次の6ページ、地方債の補正のところでございます。この部分で教育部に関係するのは、まず一番上の過疎対策事業債が2億1,640万円が2億1,100万円となっておりますということで、マイナス540万円となっております。これに

つきましては、こども園等の少子化の部分が千種の部分がありましたので、その分300万円、それからスクールバス等の関係で、これも北部関係で、過疎債を充てることにしておりましたので、その分で全てで540万円がここで過疎債額が減となっています。

逆に、教育施設整備費につきましては、合併特例債の分で4億7,130万円、先ほども説明したとおりになっております。これは11ページの分がそのままここに上がっているということで地方債の補正をここに一括で載せていただいております。

以上で概略ですけども、説明を終わらせていただきたいと思います。

高山委員長 115号関係の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

稲田委員。

稲田委員 細かいことなんですけど、きょうの2ページ目と3ページ目の資料で、小学校、中学校の教育費の関係で、繰越明許になるとか、昨年から事業が確定していた分で、これ変わってくるのかなと思うんですけど、中学校は補正前がゼロというのはわかるんですよ。それでこの伊水小学校に関しては、ある程度、見込みがあって、それで事業ができるからと予算を組んどったんですけども、これ、最初の補正前の金額というのは、何か根拠があってのことやと思うんですけど、物品移転業務委託なんかいうたら、これゼロから300ということは、当初予定してなかったということなんですかね。

高山委員長 前田次長。

前田教育次長 これは、当初は平成29年度でやる予定で上げてたんですけども、平成28年度、平成29年度とで分けて置いてたんですけども、それがたまたま平成29年度の補助分が前倒しになったということで、その分をこっちへ予算だけを置かせてもらうて、実際やるのは平成29年に全部繰り越すんですけども、そういう内容でございます。当初からは予定はしていたものでございます。

高山委員長 ほか何かありますか。

山下委員。

山下委員 説明資料2ページの教育費、教育振興費の扶助費の要保護及び準要保護援助費の減ということで、200万円が減になっていて、実際180人予定していたのが146人になったという説明があったわけなんですけれども、要保護というのは生活保護世帯だと思うんですけども、あと準要保護ということで、これの基準はどのようになっているのかと、それから要保護と準要保護、このそれぞれの人数と、あと、ちなみにこれは小学校だけなんですけど、中学校も入れればどのようなことになって

いるのか教えてください。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 それでは、人数なんですけども、今、次長のほうから小学校149人とありました。そして中学校は89人、合計で238人であります。

山下委員 あと、要保護と準要保護、それぞれ何人なのか。あと最後に、準要保護の基準を教えてください。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 申しわけありません。要保護と準要保護の人数区分けにつきましては、今ちょっと資料を持ちそろえておらず申しわけありません。すぐまた後で報告をさせていただきます。

高山委員長 もう一個、基準。

橋本課長。

橋本教育総務課長 それでは、要保護、準要保護の基準であります、準要保護の基準でありますか。

山下委員 要保護は生活保護で。

橋本教育総務課長 はい、そうです。準要保護児童生徒につきましては、その基準につきましては、生活保護法に規定する要保護に準ずる程度に困窮していると市長が認める者を準要保護世帯として認定をしております。

その中で、準要保護、準ずる程度というのはどういう程度かといいますと、具体的には保護者が前年または当該年に生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた家庭である。また別に、保護者が市民税の非課税、または減免の措置を受けている家庭、そしてまた保護者が児童扶養手当の支給を受けている家庭、そして、保護者の職業、収入が不安定な家庭として申請される家庭については、そのような申請時において、どのような世帯が申請をされるか、どのような世帯が該当になるかということで、申請の窓口に当たっていただく生徒が在籍しておる学校、また民生・児童委員さんの会合等でお知らせをしております。そして、その世帯から申請があった方に対して審査を行い、準要保護の世帯として認定し、支給をしているものであります。

以上です。

高山委員長 山下委員。

山下委員 自治体によって基準がさまざま定めているなと思ったんですけども、例えば生活保護を基準にして、それよりどれぐらいの家庭というようなところもあり

ますよね。そういうふうにしたほうが、はっきりとわかるんじゃないかなと。

というのが、ただ不安定な家庭というだけだったら、この市の側のとりようによっては対象にならなくなったりすることがあるので、きちりと数字で生活保護家庭の何、何倍とか、そういうふうに決めるということのほうがいいんじゃないですか。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 申請の世帯なんですけれども、まず保護者の方の収入状況によって、困窮によって子供の就学が厳しいこと、そういうことを支援する制度であります。

ただ、保護者の方が世帯の構成により、さまざまな世帯の構成があります。保護者のみで構成をしている世帯もあれば、おじいちゃん、おばあちゃん等親族と一緒にしておられる御家庭もあります。申請時において、その世帯における収入状況を勘案して審査をさせていただいております。その中で、具体的に保護者が4つほど項目を申し上げましたが、その該当する世帯については、保護者はそうなんですけれども、世帯によっては祖父母との同居により収入状況も安定しておる御家庭もございます。そういう中で申請をいただいて認定をしておるということで、一律にということでは今、委員おっしゃっていただいておりますけれども、そういう予定の審査のところは行っておりません。

高山委員長 山下委員、予算書内の質疑にさせていただきたいんです。思いを言うていただいたら、ぐあい悪いんです。

山下委員。

山下委員 はい、わかりました。そしたら200万円減というのが、ちょっと信じられないんですけれども、今、子供の貧困というところではどんどん進んでいる中、こういうような形というのは、どうして起こっているのかということで、基準がどうなっているかなというふうに疑問を持ったわけなんです。そういうようなところでは、本当にこれはこれだけの減なわけなんですか。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 現在、平成28年度12月補正で減額の予算申請をさせていただいております。これにつきましては、当初予算において、予算として措置した額がございます。それは小学校では予算計上時なんですけれども、人数でいいますと小学生では181人、中学生では96人、合計で277人の申請があるかもしれないということで予算として措置をさせていただきました。

この277人というのは、現在の児童の在籍状況、また過去年度における要保護、準要保護の申請者数もありますので、それを勘案して、その人数でございます。

ただ、補助金につきましては、1年生であったり6年生になりますと、入学時の特別支援金であったり修学旅行の特別支援金が増算をされますので、それぞれの学年に応じて増算の割合が違いますので、一律に要保護、準要保護の支給額が統一額ではありませんが、人数としては277人をもって、予算としては計上させていただき、また、今年度の実績が238人と、今現在238人の中で予算として多く持っている分について減額をさせていただいている。また、これから何人かの申請があっても耐え得る予算を持たせていただいております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 中学校の屋内運動場の改修ということで、この間の説明では一応、耐用年数より前もってすることが施設の長寿命化につながるということで、もちろん、さびてしまってからするよりも早くされることがええと思うんですけども、今回、山崎西中学校と山崎南中学校の附随するいろいろなものがありますけども、ここが改修ということは、やはりもう前々から改修の要望があったと。それでやっと今回、合併特例債でしたっけ、で実行できるようになったという認識でよろしいんですかね。耐震も含めて、耐震なってるんですかね、体育館は。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 今回の補正につきましては、山崎南中学校の体育館と山崎西中学校の校舎・体育館と2つの学校について、補正の要求をさせていただいております。

山崎南中学校につきましては、年数経過により、改修の予定はあったんですけども、以前の総務文教でも御説明させていただいたことがあるかもしれませんが、雨漏りをしておりまして、学校にはそれぞれ場所等も見させていただき、業者による修繕等も行ってきましたが、雨漏りについて抜本的にはとまっていないという状況がありまして、中学校の活動に支障があると判断をさせていただき、平成29年度の改修ということで補助申請をしておりまして。その中で補正予算として国で予算化をしていただきましたので、前倒しをして、予定よりも早く工事をさせていただいております。それは山崎南中学校については、そうさせていただいております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 もう一つ、中学校と小学校ということなんですけど、この資料をいただいているということは幼稚園や保育所に関しては、今回この合併特例債は対象外な

んですか、改修は。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 歳出につきまして、必要な財源を手当てするということで、起債を申請し、合併特例債という起債の種類でもって財源の手当てといたしますか確保をしております。

今回、中学校の改修事業2校、及び小学校に関係するもの1校、改修事業といたしますか建設事業として申請をし、その財源を手当てするために合併特例債を財源確保として充てておるものです。

稲田委員 いや、そうじゃない、そうじゃない。

橋本教育総務課長 あ、幼稚園も合併特例債として改修をすれば、同じくそれは財務課の判断とはなりますけれども、多分、起債申請をしてくれるものと思います。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 もちろんこの中学校も危険な部分があったりして、改修も大事やと思うんですけども、幼稚園でひどいところがありますよね、たくさん。戸原保育所も雨漏りしてる、山崎幼稚園も雨漏りというか侵食というか浸水みたいな形で、そういうヒアリングも行われとるでしょ、この間。実際そこに上がって来てないということは、それより山崎西中学校や山崎南中学校の改修が急がれたととってしまうんですよ。

それで、もちろん幼稚園に関しては、今こども園の問題もあって、なかなかお金をかけにくい部分でありますけども、山崎幼稚園なんていうのは地震のときにガラスが割れる寸前ですよ。もし子供たちにけががあったときに、教育委員会はどない責任とれるんかということも含めて、そこら辺、優先順位を間違っておられなかったらええんやけど、どういうヒアリングの、まあ行われた、要望も聞かれとると思うんですね。それでそんなに大きな金額じゃないし、少なくともガラスをつなぎとめるだけのそういうフィルム、あと天窓が壊れないだけのそういう柵、もう動かれていますか。それとも、この補正に上がって来てないということは、多分9月ぐらいのヒアリングやったと思うんですね。この補正に上がってなかったら3月の新予算に組まれるのか、全く予定がないのか。

高山委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長 毎年度10月から11月にかけて、各小中学校、幼稚園のヒアリングを行っております。その中で、先ほど稲田委員がおっしゃられました山崎幼稚園のこともお聞きしております。

山崎幼稚園の例えば今のガラスであるとか、そういったものは、既に見積もりもとりまして、もう間もなく行う予定には今しております。それは当初予算の修繕料の中で動く範囲のものとして予定しております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 確認なんですけど、そしたら4月なり5月なり、工事の時期ははっきりと言えないですけど、一応やっていた方向ということによろしいですかね。

高山委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長 一応、今年度にしてしまう予定です。

稲田委員 あ、そうですか、はい。

高山委員長 ほかに。

ほんなら議長。

秋田議長 山下委員が詳しい質問をされたので、ちょっとだけかぶるかもわからないのですが、先ほどの2ページの教育費の、予算書26ページのところの人数が小学校は149人と中学校が89人で合計238人を想定したという説明があったんですけど、これは前年度に対して改善というか良化の方向なのか、悪いほうにふえていきよるのか減っていきよるのか、ここはどないに読み取ったらいいんですか。

高山委員長 橋本課長。

橋本教育総務課長 平成28年は238人、今、申し上げました。ちなみに参考で申し上げさせていただきます。平成27年度は小中合わせて258人でありました。その1年前、平成26年度は247人でありました。258人から238人ということで、昨年度では20人、現時点では申請者が少なくなっておりますけれども、予算としてはそのように考え、その予算の中で補正予算として申請をさせていただいておりますけれども、今その要保護、準要保護の真髄に係るもの、本当に生活が困窮しているのかどうか。またその家庭状況はどうか。そういうことについては、日々また随時、教育部教育総務課で勉強し、取り組んでいきたいとは思っております。

秋田議長 はい、わかりました。まあ微々たる数字やけど、ちょっと改善ということやな。258人からやからね、はい、了解しました。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 きょうの資料の8ページ目で1点だけ。真ん中の下に認定こども園運営等補助金とあって、ちくさ杉の子こども園と、みのりこども園があって、500万円というのが看護師の配置、通園バス、幼稚園児の給食助成ということなんですけど、内訳はわかりますか。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 これから額の申請過程をしますので、今現時点で500万円の積算の内訳ということになりますけれども、看護師の配置といたしまして、これはちょっと4月から配置ができておればよかったんですが、年度の途中からの配置になっておりますので、大体250万円程度、それから通園バスとして200万円、残りが幼稚園児の給食代というようなことで500万円というような見込みで予算を計上させていただきました。

高山委員 ちょっとよろしいですか。

西本副委員長 どうぞ。

高山委員 今、稲田委員の質疑の中で、看護師さんは保育士さんにもなれる方なんですか。そういった扱いではなかったんですか。

西本副委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 国のほうの基準が改正になりまして、看護師でも朝夕の延長の部分で保育士1名にかえることができるというような規定もだんだん進んできておりますけれども、あくまで宍粟市が考えております認定こども園の運営ガイドラインでは、保育士として勤務するのではなくて、保健室を持ってインフルエンザとか病気が保育中に発生したところを補助をするということでありますので、それは基準の外で配置を。ですから保育じゃなくて看護師として当たっていただくという趣旨で配置を進めております。

高山委員 そうですか、わかりました。

高山委員長 よろしいですか。

山下委員。

山下委員 その件で前から聞きたかった看護師の件なんですけれども、こういった保育園に看護師さんを配置してもらおうということなんですけども、看護師さんというのはお医者さんの指示がないとさまざまな判断というのはなかなか難しいと思うんですけど、こういった場合でもそういった指示をしてもらえる医師とかはどこか決まっているんですか。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 こども園は学校施設ということでありますので、校医は計画としてございます。ただ、実際に保育の現場で医療行為を行うものではありませんので、医師の指示のもと何か注射をしたり投薬をしたりということではなくて、やはり第一次的に保育中に発熱をしたとか、けがをしたとかというところで、学校で

いう保健室の役割を担うということで、特にこども園の中で医療行為を行うための配置ではないというふうに考えております。

高山委員長 山下委員。

山下委員 学校いうたら校医がおられるわけですけど、こういった場合は、認定こども園の場合はどうなるんですか。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 先ほど申し上げましたように、認定こども園も学校ですので校医がおります。園と契約の先生がいらっしゃいます。

高山委員長 山下委員。

山下委員 誰先生になるんですか。

高山委員長 中尾課長。

中尾こども未来課長 大変申しわけございません。ちょっと今こちらのほうには資料を持って上がっておりませんので、また。

高山委員長 ほかにないですか。ほかに質疑等ございませんので、ありますか。

西本委員。

西本委員 済みません。伊水小学校の体育館をあれするんですけれども、今現在、外用のトイレがありますよね、体育館の横に。あのトイレはどうなるんですか。

高山委員長 西林副課長。

西林教育総務課副課長 学校との協議の中で、体育館とそれに附属する屋外トイレは、基本的には解体・撤去する予定であります。そのかわりになる屋外トイレ、屋外から使えるトイレですけれども、今現在、校舎のトイレが外から使える状況になりまして、もうそこを使うという話で協議しております。

高山委員長 よろしいですか。

それでは、115号関係はこれで終わらせていただきたいと思います。

一旦、閉じさせていただきます。

午後 1時53分休憩

12月7日

午前 9時00分再開

高山委員長 第115号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の関係部分について、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

高山委員長 賛成多数でございます。

(午前 9時19分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務文教分科会 委員長 高山政信